

今回の変更に関するQ & A

Q 1	今回の主な変更点を教えてください。
A 1	主な変更点は以下のとおりです。 ・ 検針時のお知らせの様式が変わります ・ 検針時のお知らせがインボイス制度対応となります ・ (納付制の方) 納入通知書(請求書)の様式が変わります ・ (納付制の方) 納入通知書(請求書)が現地発行・投函になります ・ (口座振替の方) 「納入通知書」(緑色のはがき)の様式が変わります ・ (口座振替の方) 「口座振替済通知書」(青色のはがき)の送付を廃止します ・ 半月単位(0.5か月、1.5か月)の料金設定を廃止します
Q 2	納入通知書(請求書)が現地発行・投函になるということですが、水道の使用場所と請求先住所が異なる場合はどのようにになりますか？
A 2	水道の使用場所と請求先住所が異なる場合は、現地発行せず、これまでどおり検針の翌月上旬にはがきにて請求先住所へ送付します。
Q 3	納入通知書(請求書)が届かないのですが。
A 3	納入通知書(請求書)は、検針時に水色の封筒に入れて投函します。 水道使用場所と請求先住所が同一の場合で、転送手続きにより実際は別住所に送られていた方は送付されません。お手数ですが別途請求先住所の登録が必要となりますので水道局までご連絡ください。
Q 4	10月から検針のお知らせが変わるということでしたが、お知らせが入っていませんでした。
A 4	お住まいの場所により検針を行う月を偶数月、奇数月に分けて行っています。ご自身の使用している水道の検針月をお知りになりたい方は水道局までお問合せください。
Q 5	これまで検針の翌月末までに支払っていましたが、今後は検針した月に支払わないといけないのですか？
A 5	いいえ。 お支払い期間は、これまでどおり検針の翌月末までです。検針時から翌月末までの支払期間となることでお支払いいただく期間が拡大され、より一層お客様のご都合に合わせたタイミングでのお支払いが可能となります。

Q 6	現地で検針員への支払いはできますか？
A 6	できません。 お支払いにつきましてはこれまでどおり、水道局、市役所及び各支所・出張所、金融機関窓口、コンビニエンスストア等をご利用ください。 (詳しいお支払い場所は、納入通知書記載の納入場所、取扱いコンビニエンスストア等をご覧ください)

Q 7	納入通知書(請求書)を紛失してしまいました。どうしたらよいですか？
A 7	納入通知書(請求書)を紛失、汚損したなどでお支払いができない場合は、水道局にご連絡ください。納入通知書(請求書)を再発行いたします。

Q 8	納入通知書(請求書)が2枚入っていました。なぜですか？
A 8	前期分のお支払いがお済みでない方は、前期分と当期分の納入通知書(請求書)を投函します。その場合、前期分の支払期限は、検針日から10日以内となっていますので、お早めにお支払いください。

Q 9	半月単位(0.5・1.5か月)の料金設定を廃止した理由を教えてください。
A 9	使用期間の長短や水道使用の有無にかかわらず、水道メーターには取り換え費用と検針費用が発生します。また、開閉栓に伴う人件費も発生するため、事務の煩雑さと費用削減のため廃止します。

Q 10	口座振替済通知書の送付が廃止になるということですがなぜですか？支払い額がわからないのではないのですか？
A 10	口座振替済通知書につきましては、これまで希望された方に郵送していましたが、検針時にお渡ししていますお知らせに同様の内容が記載されており、また今後は検針時のお知らせがインボイス制度対応となることから経費削減及び省資源化の観点から取り扱いを廃止させていただきます。 支払額につきましては、検針時に投函するお知らせに前回の振替済額を記載しておりますのでそちらをご覧ください。また、預貯金通帳にてご確認ください。よろしくお願いいたします。 なお、これまで口座振替済通知書をお送りしていた方で水道使用場所と請求先住所が異なる方につきましては、今後は検針の翌月に通知書を送付します。

そのほかのご質問につきましては

水道局業務課 TEL 0836-83-5725 までご連絡ください。